

令和 6 年 4 月 3 0 日

(仮称) 大間奥戸風力発電事業環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

(1) 事業計画の検討

本環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう対象事業実施区域を絞り込み、風力発電設備の配置や仕様等を適切に決定すること。

また、風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は極力低減を優先的に検討し、その検討過程を記載すること。

(2) 事業計画の見直し

事業の実施による重大な影響を回避又は極力低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

近接する既存及び計画中的風力発電事業との累積的な環境影響が懸念されるため、対象事業実施区域周辺における他事業の情報収集を行い、累積的な影響が想定される環境影響評価項目について適切な手法により調査、予測及び評価を行い、風力発電設備の規模や配置等を検討すること。

(4) 調査、予測及び評価の手法

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用いること。

(5) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価に当たっては、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境影響評価項目及び手法を追加するなど適切に実施すること。

(6) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえ、関係機関等と十分に調整を行い、環境影響評価準備書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(7) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公開時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影

対象事業実施区域周辺には、約 0.1 km～約 1.3km の範囲に住居等が存在しており、施設の稼働に伴う騒音（超低周波音を含む）及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等を検討すること。

(2) 水環境

ア 風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水質及び水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺では、上水道水源として地下水を利用しており、工事の実施に伴うコンクリート杭の打設等により地下水の水質又は水量等に影響を及ぼすおそれがあることから、地下水への影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺は、猛禽類、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡りルートとなっているほか、イヌワシ・クマタカの生息が確認されている。

これらの鳥類に対する重大な影響を回避又は低減するため、地元の専門家から生態特性を聴取した上で、適切な手法により、調査、予測及び評価を行うこと。

また、その結果、これらの鳥類の渡りや生息環境に重大な影響があると評価される場合には、風力発電設備の規模や配置等の見直しを含めた環境保全措置を検討すること。

イ 希少猛禽類や渡り鳥の調査について、対象事業実施区域の南側にも調査地点を追加すること。

また、希少猛禽類の調査については、狩場の適地と考えられる放棄畑雑草群落や伐採跡地群落を調査地点に追加すること。

ウ 鳥類の録音調査は、任意観察調査とは別立てとし、春季の夜と早朝に複数箇所を実施すること。

また、渡り鳥の調査について、特に夜間は目視観察ができないため、レーダー調査が有用と考えられることから、レーダー調査を追加すること。

エ 魚類の調査について、サケ科魚類などの遡上に合わせ、秋季の調査を追加すること。

(4) 植物

ア 植物について、記載文献資料以外の植物種にも配慮する必要があることから、近接する既存の風力発電事業の文献資料調査や専門家からの意見聴取等により、地域特性や最新の知見を踏まえた上で、調査、予測及び評価を行うこと。

イ 工事用資材等搬入路の整備に伴う土地の改変箇所を明示すること。

また、当該箇所における樹木の伐採や奥戸川の改変等に伴い、動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、適切な調査地点を選定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 生態系

対象事業実施区域には、大間鳥獣保護区及び植生自然度 9 に該当する自然植生が存在している。

風力発電設備の設置及びそれに伴う樹木の伐採や土地の改変が、森林生態系や動植物の生息・生育環境に影響を及ぼすおそれがあることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの区域を除外すること。その上で、事業の実施が生態系に与える影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 景観

ア 対象事業実施区域周辺には、青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である西吹付山展望台や、下北半島国定公園内の眺望点である大間崎等が存在している。

風力発電設備の設置により、これら眺望点からの景観に影響を及ぼすおそれがあることから、十分な現地調査を行い、眺望点からの景観の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野角等を考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

また、その結果、眺望景観に重大な影響があると評価される場合には、風力発電設備の配置や基数等を検討し、主要な眺望点から最大限離隔距離をとるなどの措置を講ずること。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、大間崎、下北半島国定公園大間崎自然探勝路やシーサイドキャトルパーク等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在している。

工事用資材等の搬出入ルートとこれら活動の場へのアクセスルートが重なることにより、当該活動の場へのアクセスに影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(8) その他（廃棄物・残土）

風力発電設備の設置及び道路の拡幅工事等により生じる廃棄物や残土について、その発生量や処分の計画、盛土量等を明らかにし、周辺環境に及ぼす影響を検討すること。